令和７年度　公文書開示（６月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	９号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7.5.20	R7.6.2	公立学校小中学校共同実施支援員の年齢別人数を表した一覧表					1											作成しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
2	R7.4.6	R7.6.2	・旅行命令簿（内国旅行）（６年１０月分） ・旅行命令簿（内国旅行）（７年１月分）	2	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
3	R7.4.6	R7.6.2	・内国旅行請求内訳書兼領収書（６年１０月分） ・内国旅行請求内訳書兼領収書（７年１月分）	2		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
4	R7.4.6	R7.6.3	兼職承認申請書及び兼職の承認について（通知）	7	1															教育庁総務部総務課
5	R7.4.6	R7.6.3	兼業許可申請書及び兼業の許可について（通知）	7		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号に該当）	教育庁総務部総務課
6	R7.4.6	R7.6.3	・旅行命令簿（外国旅行）（第３号様式） ・旅行日程表（第３号様式）	3	1															教育庁グローバル人材育成部国際交流教育課
7	R7.4.6	R7.6.3	・外国旅費請求内訳書兼領収書	1		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人の識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号）	教育庁グローバル人材育成部国際交流教育課
8	R7.4.7	R7.6.4	東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校の各校において、今後校則の見直しを検討している場合、その見直しの計画等が記載された文書。					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
9	R7.4.8	R7.6.4	令和４年から６年度にかけて都立学校において作成された学級編成名簿に関する以下のもの １．新学期の学級編成名簿（クラス名簿）の扱いについてわかる公文書など（資料、図画、電子的記録を含む） ２．配布に際しての保護者にあてた同意書等など ３．配布された場合はその目的、配布されなかった場合はその理由がわかる公文書など					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
10	R7.4.9	R7.6.6	ＰＴＡ等外部団体からの事務の受託手続きについて（平成15年３月11日付事務連絡）	1	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
11	R7.5.27	R7.6.9	・令和６年３月２８日付けの中学校等別評定割合（個表）－都内公立中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の令和５年１２月３１日現在の評定（調査書記載の評定）状況－　調査対象６２１校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が４０人以下の学校等を除いた５７５校 ・令和５年３月２３日付けの中学校等別評定割合（個表）－都内公立中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の令和４年１２月３１日現在の評定（調査書記載の評定）状況－　調査対象６２２校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が４０人以下の学校等を除いた５７５校	25	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和７年度　公文書開示（６月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
12	R7.5.27	R7.6.9	・令和４年３月２４日付けの中学校等別評定割合（個表） ー都内公立中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の令和３年１２月３１日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー　調査対象６２２校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が４０人以下の学校等を除いた５７５校 ・令和３年３月２５日付けの中学校等別評定割合（個表） ー都内公立中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の令和２年１２月３１日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー　調査対象６２３校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が４０人以下の学校等を除いた５７８校 ・令和２年３月２６日付けの中学校等別評定割合（個表） ー都内公立中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の令和元年１２月３１日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー　調査対象６２３校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が４０人以下の学校等を除いた５７９校				1											保存年限経過により廃棄しており、存在しないため。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
13	R7.5.29	R7.6.12	会計年度任用職員のみなさんへ	1	1															教育庁総務部総務課
14	R7.5.29	R7.6.12	(4)会計年度任用制度の職種系区分(事務系、福祉系など)とその各人数がわかる公文書 (5)会計年度任用制度導入以前の一般職及び特別職非常勤制度における職種系区分とその各人数がわかる公文書。 (6)技能系会計年度任用職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書。 (7)業務系会計年度任用職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書。 (14)会計年度任用制度導入以前の一般職非常勤に対して、労働基本権制約の代償措置を周知や明示した文書や記録がわかる公文書。 (17)「個別労働紛争のあっせん」制度（基本は都道府県の労働委員会が受理するが、東京都では「東京都労働相談情報センター」が受理)において、東京都教育委員会が斡旋打診を受けた件数とその案件内容とその結果（斡旋受けたか否か、和解内容など)がわかる公文書。					1										・作成及び取得しておらず、存在しないため ・文書保存期間が経過しており、存在しないため	教育庁総務部総務課
15	R7.5.29	R7.6.12	職員数に関する調	1	1															教育庁人事部勤労課
16	R7.5.29	R7.6.12	（１）「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表12に係る協議について（依頼） （２）「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表12に係る協議について（回答）	2	1															教育庁総務部総務課
17	R7.5.29	R7.6.12	「常勤の業務系任用の認定責任者と認定基準とその根拠がわかる公文書。」のうち、認定基準に係る文書																「職員の採用・昇任等に関する一般基準」に記載されており、当該資料は東京都人事委員会のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、東京都情報公開条例第１８条第２項「都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁総務部総務課

令和７年度　公文書開示（６月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
18	R7.6.4	R7.6.13	令和６年３月２８日付けの中学校等別評定割合（個表） ー都内公立中学校第３学年及び義務教育学校第９学年の令和５年１２月３１日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー　調査対象６２１校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が４０人以下の学校等を除いた５７５校	10	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R4.12.2	R7.6.18	東京都立田園調布高等学校　生活指導内規	18		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	都立田園調布高等学校
20	R7.6.5	R7.6.19	（１）令和５年１月２６日付け４教総契工第２号の３（「契約内容の変更について（第１回）都立井草高等学校（４）便所その他改修工事」） （２）令和５年３月３日付け４教総契工第２号の５（「契約内容の変更について（第３回）都立井草高等学校（４）便所その他改修工事」）	20		1								1						公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部契約管財課
21	R7.6.5	R7.6.19	都立井草高等学校（4）便所その他改修工事 工事変更書（第1回設計変更）・工事変更理由書、 工事変更書（第3回設計変更）・工事変更理由書	6	1															教育庁都立学校教育部営繕課
22	R7.6.7	R7.6.19	東京都立〇〇学校〇〇〇〇先生の令和6年7月～令和6年8月に取得された休暇申請書及び診断書。						1										請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	都立〇〇学校
23	R7.6.7	R7.6.19	東京都立〇〇学校〇〇〇〇先生の令和7年4月～に取得された休暇申請書及び診断書。						1										請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	都立〇〇学校
24	R7.6.7	R7.6.19	令和6年7月5日付で小松川高校〇〇〇〇名で保護者宛に配布された「三者面談等のお知らせ」についての文書作成、配布の決定についての文書の開示を請求させて頂きます。					1											作成及び取得しておらず、存在しないため。	都立小松川高等学校
25	R7.4.24	R7.6.20	〇〇学区〇〇学校〇〇課程において、令和〇年度〇月から〇月までの間に発生した〇〇について分かる報告書や会議録。 ・〇〇が発覚した日から遡って１週間分の〇〇の監視カメラのデータ。					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	都立〇〇学校
26	R7.4.24	R7.6.20	特別指導等記録	1		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号に該当） ・公にすることにより、学校における指導に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号に該当）	都立東久留米総合高等学校
27	R7.4.24	R7.6.20	・「２０２５（令和７）年度　〇〇〇〇　学校推薦型選抜（指定校制）結果」郵送時の封筒	1	1															都立東久留米総合高等学校
28	R7.4.24	R7.6.20	・２０２５（令和７）年度　〇〇〇〇　学校推薦型選抜（指定校制）結果	1		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	都立東久留米総合高等学校
29	R7.4.24	R7.6.20	第９学区東久留米総合高等学校全日制課程における令和６年度の〇〇〇〇指定校推薦にまつわる書類のうち、白紙の推薦入試受験申込書。					1											現に保有しておらず、存在しないため	都立東久留米総合高等学校

令和７年度　公文書開示（６月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
30	R7.4.24	R7.6.20	・「２０２５（令和７）年度　〇〇〇〇　学校推薦型選抜（指定校制）結果」郵送時の封筒	1	1															都立東久留米総合高等学校
31	R7.4.24	R7.6.20	・２０２５年度　〇〇〇〇　学校推薦型選抜（指定校制）募集人員 ・２０２５（令和７）年度　〇〇〇〇　学校推薦型選抜（指定校制）結果 ・調査書 ・２０２５（令和７）年度　〇〇〇〇　学校推薦型選抜（指定校制）推薦書の下書き	5		1					1	1				1			・公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号に該当） ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号に該当） ・公にすることにより、指導事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号に該当） 等	都立東久留米総合高等学校
32	R7.4.24	R7.6.20	令和６年度、第９学区東久留米総合高等学校定時制課程における〇〇〇〇の指定校推薦にまつわる書類のうち、エントリーシートに関する書類					1											現に保有しておらず、存在しないため	都立東久留米総合高等学校
33	R7.6.9	R7.6.20	令和６年度　生活保護法に基づく教材費・校外学習費・クラブ活動の証明について	29		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号に該当） ・公にされることが前提となると、今後の適正かつ円滑な学校運営が困難となるおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号に該当） 等	都立水元特別支援学校
34	R7.6.9	R7.6.20	生活保護法における教科書に準ずる教材代支給に伴う調査について（回答）					1											保存年限経過により廃棄しており、存在しないため	都立羽村特別支援学校
35	R7.4.22	R7.6.20	（１）兼業許可申請書及び兼業の許可について（通知） （２）兼業許可の取消しについて	9	1															教育庁総務部総務課
36	R7.4.22	R7.6.20	兼業許可申請書及び兼業の許可について（通知） ・６教総総兼第114号	2		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号に該当）	教育庁総務部総務課
37	R7.4.22	R7.6.20	・年間出勤簿 ・個人別・超過勤務等一覧表（打刻実績） ・外国旅行請求内訳書兼領収書 ・内国旅行請求内訳書兼領収書 ・旅行命令簿 ・旅費請求内訳書	623		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人の識別することができることとなるものを含む。）であるため ・公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
38	R7.4.22	R7.6.20	・時間帯ごとの主な遂行業務					1											作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
39	R1.11.20	R7.6.25	・東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第１回） ・東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第２回） ・東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第３回） ・東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第４回）	156		1										1			・公にすることが前提となると、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） ・公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和７年度　公文書開示（６月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
40	R1.11.22	R7.6.25	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その１ ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その２ ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業実施協定（令和元年度）	52		1					1	1	1		1					・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号） ・公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号） ・特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第７条第２号） 等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
41	R7.4.28	R7.6.26	委託契約書（令和７年度多文化共生スクールサポートセンター運営業務委託）	18		1						1	1						・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号に該当） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第３号に該当）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
42	R7.4.28	R7.6.26	・委託契約書　令和７年度産休・育業代替教職員等の確保支援業務務委託 ・委託契約書　令和７年度「社会の力活用事業」における特別非常勤講師の確保支援等に関する業務委託	95		1						1	1						・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第３号）	教育庁人事部職員課
43	R7.4.28	R7.6.26	東京都公立学校会計年度任用職員採用選考委託委託契約書	51		1						1	1		1				・公にすることにより、公正かつ円滑な採用選考事務に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため	教育庁都立学校教育部特別支援教育課
44	R7.5.2	R7.6.27	都立高校等において実施された、校則等の自己点検及び見直しに係る調査への各学校からの回答	2185	1															教育庁指導部管理課
45	R7.5.20	R7.6.27	①校種別年齢別実員構成（教育・学校）（事務・栄養士） ②校種別年齢別実員構成（教育・学校）（再任用）	2	1															教育庁総務部総務課
46	R7.4.28	R7.6.27	東京都教育委員会の人事事務に関して、〇〇〇〇との間で締結した協定書					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課

令和７年度　公文書開示（６月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
47	R7.4.28	R7.6.27	・令和7年度「都立中学校等の部活動における地域連携・地域移行促進事業」業務委託　委託契約書 ・令和7年度東京都公立学校スクールカウンセラーの人事関係業務委託　委託契約書 ・事故報告（個人情報漏洩）	91		1					1	1	1		1				・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第３号） ・公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） ・人事事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（東京都情報公開条例第７条第６号） ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 等	教育庁指導部管理課
48	R7.4.28	R7.6.27	東京都公立学校会計年度任用職員（ICT支援員）採用選考委託契約書	53		1						1	1						・公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁総務部デジタル推進課
49	R7.4.28	R7.6.27	「〇〇〇〇における業務用携帯電話等の一時紛失について」に関する以下の公文書 ①サイバーセキュリティインシデント報告書 ②事故報告書	14	1															教育庁総務部教育政策課
50	R7.4.28	R7.6.27	「〇〇〇〇に委託する事業における個人情報の流出について」に関する以下の公文書 ①サイバーセキュリティインシデント報告書 ②事故報告書 ③上記①及び②の別紙報告書	10		1					1				1				・公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるため ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	教育庁総務部教育政策課